

令和4年度

第11回教育委員会（定例）

令和5年2月16日提出

丹波篠山市教育委員会

(議事日程)

日 程 令和5年2月16日 午後2時00分～
場 所 市役所第2庁舎3階 2-301・302会議室

開会あいさつ

開会宣言 時 分

日程第1 第10回会議録の報告・承認

日程第2 会議録署名委員指名 番委員 (委員)

日程第3 会期の決定 自 令和5年2月16日 至 令和 年 月 日 日間

日程第4 議案

第26号 令和4年度3月補正予算案を市長に提案することについて

(教育総務課)・・・1頁

第27号 丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて

(子育て企画課)・・・2頁

第28号 丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて

(保育教育課)・・・4頁

第29号 丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて

(保育教育課)・・・7頁

第30号 篠山中学校大規模改修工事請負契約の変更を市長に提案することについて

(学事課)・・・10頁

第31号 丹波篠山市社会教育施設の予約の取扱いに関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

(社会教育課)・・・12頁

第32号 「令和5年度丹波篠山の教育」の策定について

(教育総務課)・・・13頁

日程第5 報告事項

1 寄附採納について

(教育総務課)・・・14頁

2 後援名義の承認について

(教育総務課)・・・15頁

3 小中学校児童生徒の問題行動等について

(学校教育課)・・・16頁

4 令和4年度2月小・中・特別支援学校定例校長会について

(学校教育課)・・・19頁

5 特別支援学校在籍児童生徒の副次的な学籍(副籍)について

(学校教育課)・・・20頁

6 丹波篠山市立学校園医療的ケア指導医の委嘱について

(学校教育課)・・・22頁

7 第43回丹波篠山ABCマラソンについて

(社会教育課)・・・23頁

8 教育長報告

・・・25頁

《次回予定》

教育委員会(定例) 日程：令和5年3月13日(月)14:00～ 場所：市役所第2庁舎3階 2-301・302会議室

教育委員会(臨時) 日程：令和5年3月28日(火)14:00～ 場所：市役所第2庁舎3階 2-301・302会議室

議案第26号

令和4年度3月補正予算案を市長に提案することについて

令和4年度3月補正予算案を次のように市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第4条第1項第9号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和5年2月16日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下別紙》

議案第27号

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第4条第1項第9号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和5年2月16日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年篠山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第28号

丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて

丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第4条第1項第9号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めらる。

令和5年2月16日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年篠山市条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」を
「 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）
第4章 雑則（第53条） 」
に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第38条第2項を削る。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

- 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。
- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
- ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し又は提出した」とあるのは「書面等による同意」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し又は提出した」とあるのは「書面等による同意」とあるのは「得る」と、

を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第29号

丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて

丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第4条第1項第9号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和5年2月16日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹後政俊

丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年篠山市条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を
「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）
第6章 雑則（第49条）」
に改める。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動

その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第13条の改正規定及び本則に1章を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

- 2 この条例による改正後の丹波篠山市家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業

者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第30号

篠山中学校大規模改修工事請負契約の変更を市長に提案することについて

篠山中学校大規模改修工事請負契約の変更を市長に提案することについて、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第4条第1項第9号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和5年2月16日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

議案第 号

篠山中学校大規模改修工事請負契約の変更について

篠山中学校大規模改修工事請負契約について、下記のとおり請負契約を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成11年篠山市条例第66号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 篠山中学校大規模改修工事
- 2 契約金額 変更前 192,500,000円
変更後 205,748,400円
- 3 契約の相手方 垣本・福島特別建設共同企業体
代表者 兵庫県丹波市氷上町上成松 188-8
垣本建設工業株式会社
代表取締役 垣本 太
構成員 兵庫県丹波篠山市西新町 188
株式会社 福島組
代表取締役 福島 剛

令和5年2月28日提出

丹波篠山市長 酒井隆明

議案第31号

丹波篠山市社会教育施設の予約の取扱いに関する要綱の一部を改正する要綱の
制定について

丹波篠山市社会教育施設の予約の取扱いに関する要綱の一部を改正する要綱を次のように
制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）
第4条第1項第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和5年2月16日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

丹波篠山市社会教育施設の予約の取扱いに関する要綱の一部を改正する要綱

丹波篠山市社会教育施設の予約に関する要綱（平成16年篠山市教育委員会要綱第1号）
の一部を次のように改正する。

第2条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 予約は、本市に住所を有する者又は本市に主たる活動拠点を有する団体を優先する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

議案第32号

「令和5年度丹波篠山の教育」の策定について

「令和5年度丹波篠山の教育」の策定について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第4条第1項第1号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和5年2月16日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下別冊1》

報告 1

寄附採納について

次のとおり寄附の申し出があり承認いたしましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和5年2月16日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

No	品目	数量	価格	備考
1	キッチンセット(スプーン、フォーク、皿、コップ付き)	1点	—	子育てふれあいセンタープレイルームで、諸感覚を発達させること及びコミュニケーションによる成長を促すおもちゃとして活用のため
2	丹波篠山に関する歴史資料	5点	—	丹波篠山市に関する歴史資料として、市史編さん事業で保存・活用を図るため
3	自動上皿秤	6台	51,600円	丹波篠山市立西紀北小学校児童が、算数科の学習や、生活科や総合的学習の場面で活用のため
4	現金	—	1,083,709円	丹波篠山市の児童生徒が、プログラミングスキルを習得するための施策に役立てることを目的に、中学校技術科で使用する教材購入費として

報告 2

後援名義の承認について

丹波篠山市教育委員会の後援名義使用願いについて、次のとおり承認しましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和5年2月16日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹後政俊

No	名称	実施日	団体	場所
1	篠山こども狂言 春の発表会	令和5年3月19日	篠山こども狂言 代表 石崎 逸也	丹波篠山市 民センター
2	2023年 アースレン ジャー無料体験会&1 日体験会	アースレンジャー 無料体験会 令和5年3月19日 アースレンジャー 1日体験会 令和5年3月26日	(一財)ポジティブアースネ イチャーズスクール 代表 砂山 真一	篠山チルド レンズミュ ージアム
3	丹波篠山写真クラブ 合同写真展	令和5年2月25日	丹波篠山市内写真クラブ連 絡会 実行委員長 瀬戸 洋美	丹波篠山市 民センター
4	第29回丹波篠山市吹 奏楽連盟定期演奏会	令和5年3月19日	丹波篠山市吹奏楽連盟 会長 井上 敏昭	丹波篠山市 立田園交響 ホール
5	兵庫県立ささやまの 森公園『森の学校』	令和5年5月13日、 6月3日、7月1日、 8月5日～6日、10 月7日、11月4日、 12月2日、令和6年 1月6日、2月3日、 3月2日(年間計10 回)	兵庫県立ささやまの森公園 公園長 花村 諭	兵庫県立さ さやまの森 公園

報告 3

小中学校児童生徒の問題行動等について

小中学校児童生徒の問題行動等について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 14 年教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 5 年 2 月 16 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

令和3年・令和4年度 小学校児童の問題行動等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課 令和5年1月末現在
上段は昨年度、下段は今年度の数

		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
刑法犯行為	対教師暴力	学校内	R3									1			1	
			R4			1	2		2	1	2				8	
		学校外	R3													
			R4													
	生徒間暴力	学校内	R3						1			1		1	1	4
			R4			1	1									2
		学校外	R3													
			R4													
	対人暴力	学校内	R3													
			R4													
		学校外	R3													
			R4													
	器物損壊	R3														
		R4			1	1										2
	恐 喝	R3														
		R4														
窃盗・万引き等	R3								1						1	
	R4															
その他(強盗・放火等)	R3															
	R4															
ぐ 犯 不良行為	怠情浪費	深夜はいかい	R3													
			R4													
		家 出	R3										1			1
			R4													
	無断外泊	R3														
		R4														
	金品持ち出し	R3														
		R4	1													1
	不健全性的行為	R3														
		R4														
	飲酒喫煙等	飲 酒	R3													
			R4													
		喫 煙	R3													
			R4													
	薬物乱用	R3														
		R4														
粗暴	けんか	R3														
		R4														
その他(不良交遊・危険遊戯・指導不服従等)	R3		2	1				1	1	3	2	1	2		13	
	R4	1	3	3					3	3	1	1			15	
無免許運転	R3															
	R4															
いじめ	R3	2	2	6					2	7	1	1			21	
	R4		1	6	2				9	3	1	4			26	
合 計	R3	2	4	7				2	4	10	5	3	3	1	41	
	R4	2	4	12	6			2	13	8	2	5			54	

不登校	R3児童数	R3	2	7	12	12	15	16	16	18	18	21	24
	1979		0.10%	0.35%	0.61%	0.61%	0.76%	0.81%	0.81%	0.91%	0.91%	1.06%	1.21%
	R4児童数	R4	2	7	7	8	10	16	16	17	20		
1927		0.10%	0.36%	0.36%	0.42%	0.52%	0.83%	0.83%	0.88%	1.04%			

令和3年・令和4年度 中学校生徒の問題行動等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課 令和5年1月末現在
上段は昨年度、下段は今年度の数

		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
刑法犯行為	対教師暴力	学校内	R3														
			R4														
		学校外	R3														
			R4														
	生徒間暴力	学校内	R3		6	2			1	5		2	1	1		18	
			R4	2	1	3	1		2	3	2	2	1		17		
		学校外	R3	1													1
			R4														
	対人暴力	学校内	R3														
			R4														
		学校外	R3														
			R4		1												1
	器物損壊	R3								1						1	
		R4															
	恐 喝	R3															
		R4															
窃盗・万引き等	R3													1	1		
	R4																
その他(強盗・放火等)	R3										1				1		
	R4											1			1		
ぐ 犯 不良行為	怠惰浪費	深夜はいかい	R3												1	1	
			R4				1									1	
		家 出	R3	1					1								2
			R4														
	無断外泊	R3															
		R4															
	金品持ち出し	R3															
		R4															
	不健全性的行為	R3											2	1		3	
		R4				1										1	
	飲酒喫煙等	飲 酒	R3														
			R4														
		喫 煙	R3														
			R4														
	薬物乱用	R3															
		R4															
粗暴	けんか	R3															
		R4								1					1		
その他(不良交遊・危険遊戯・指導不服従等)	R3	4	3	3	2	2	4	5	12	5	5	7	2		54		
	R4	2	4	8	5	4	4	9	5	4	4				49		
無免許運転	R3																
	R4																
いじめ	R3	1	3		5		1	1	1	2			4		18		
	R4		2	3				3	2	4					14		
合 計	R3	7	12	5	7	3	6	12	13	10	8	13	4		100		
	R4	4	8	15	7	4	9	15	11	6	6				85		

不登校	R3生徒数	R3	8	19	22	23	27	33	42	45	44	46	53
	977		0.82%	1.94%	2.25%	2.35%	2.76%	3.38%	4.30%	4.61%	4.50%	4.71%	5.42%
	R4生徒数	R4	10	23	30	31	43	49	54	59	65		
	984		1.02%	2.34%	3.05%	3.15%	4.37%	4.98%	5.49%	6.00%	6.61%		

報告 4

令和4年度2月小・中・特別支援学校定例校長会について

令和4年度2月小・中・特別支援学校定例校長会について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和5年2月16日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下別冊2》

報告 5

特別支援学校在籍児童生徒の副次的な学籍（副籍）について

特別支援学校在籍児童生徒の副次的な学籍（副籍）について、丹波篠山市教育委員会事務
決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和5年2月16日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

特別支援学校在籍児童生徒の副次的な学籍（副籍）について

特別支援学校に在籍するすべての児童生徒が、居住地の小・中学校等の学級に置く副次的な学籍（以下、副籍）により組織的に居住地域とのつながりの維持・継続を図る仕組み。

その目的として

- ◇日頃から身近に障害のある人がいるということが認知され、障害のある人と障害のない人が交流及び共同学習を通じて、相互理解を深め、互いに支えながら共に暮らす共生社会の実現を目指す。
 - ◇障害のある児童生徒にとって、共に助け合って生きていく力となり、活動に積極的に参加していく力を身に付けることができるとともに、特別支援学校在籍中においても居住地域とのつながりを維持・継続できる。
 - ◇障害のない児童生徒にとって、交流及び共同学習という体験活動を通じて、感性としての心のバリアフリーを身に付け、共生社会の担い手となるために必要な資質を体得することができる。
- ということが挙げられる。（兵庫県教育委員会 副籍ガイド）

この「副籍」を生かした居住地校交流を進めることにより、同じ地域に生きる子どもたち同士のつながりを強め、共に学び、生きる「共生社会」の実現を目指す。

令和5年度より、丹波篠山市においても、この「副籍」を導入する。毎年、篠山養護学校小・中学部新生を対象に副籍校を丹波篠山市教育委員会が通知する。



副籍の導入は、特別支援学校小中学部に在籍するすべての児童生徒が対象で、その居住地校である小・中学校の通常の学級に副籍を置くことを基本とする。

※特別支援学校在籍児童生徒は、特別支援学校に正式な学籍があるため、副籍によって特別支援学校と小・中学校に二重に学籍を設けるものではない。

(参考) ○副籍ガイド

～共に助け合う地域でのつながりをめざして～ 兵庫県教育委員会

○特別支援学校の子どもたちに「副次的な学籍（副籍）を」

～共に助け合う地域でのつながりをめざして～ 兵庫県教育委員会

報告 6

丹波篠山市立学校園医療的ケア指導医の委嘱について

丹波篠山市立学校園医療的ケア指導医の委嘱について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和5年2月16日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

丹波篠山市立学校園医療的ケア指導医

No.	氏 名	所 属
1	常石 秀市	医療福祉センターきずな 院長

任期：令和5年2月10日～令和5年3月31日

報告 7

第 4 3 回丹波篠山 A B C マラソンについて

第 4 3 回丹波篠山 A B C マラソンについて、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 1 4 年教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 5 年 2 月 1 6 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

1 大会参加申込状況

2 月 1 4 日現在

申込区分	申込方法	受付期間	申込者数
丹波篠山市民枠	インターネット	10 月 3 1 日～11 月 1 3 日	7 3 人
	事務局窓口		3 5 人
一般申込	1 次エントリー	11 月 7 日～12 月 2 0 日	2, 2 4 6 人
	延長	12 月 2 1 日～1 月 1 2 日	2 7 0 人
	2 次エントリー	1 月 1 2 日～2 月 2 0 日	9 4 人
主催者受付（朝日放送テレビ、メディカルランナー、国内交流等）			8 1 人
計			2, 7 9 9 人

【内訳】

種別	前回人数（42 回）	今回人数	差
登録男子	5 9 2 人	3 0 7 人	△ 2 8 5 人
登録女子	5 0 人	3 3 人	△ 1 7 人
未登録男子	3, 1 6 1 人	2, 2 1 3 人	△ 9 4 8 人
未登録女子	3 5 7 人	2 4 6 人	△ 1 1 1 人
計	4, 1 6 0 人	2, 7 9 9 人	△ 1, 3 6 1 人

丹波篠山市民の申込者数 1 2 7 人（前回 1 1 9 人）

マラソンバス申込者数 3 0 0 人（前回 5 9 3 人）

【番組ランナー】 糸井 嘉男（元阪神タイガース）
平野 康太郎（ABCTV アナウンサー）

2 大会ボランティアスタッフ

ボランティアスタッフ総数 1, 1 9 0 人（うち一般ボランティア数 4 1 1 人）

ボランティア募集

募集期間 令和 4 年 1 0 月 3 1 日～1 2 月 2 0 日（火）締切

申込者数 4 1 1 人（第 4 0 回大会 4 5 4 人※4 0 回大会はコロナにより中止）

3 第43回大会の主な取組事項の状況について

- ① 参加料の改定
(改定前) 6,500 円 → (改定後) 12,000 円

- ② 新型コロナウイルス対策
 - ・定員を削減 (10,000 人 ⇒ 4,000 人)
 - ・参加者を国内在住者に限定
 - ・体調チェックの実施 (検温・体調チェックシートの提出)
 - ・スタートブロックのソーシャルディスタンス確保
 - ・しし汁の提供休止
 - ・応援バスの運行休止

- ③ 給水・給食をリニューアル
 - ・給水方法の見直し (水道使用からボトリング飲料への変更)
 - ・20.3km (新荘)・・・丹波篠山菓子コーナー新設 (5店舗2,000食)
 - ・レース後に提供する飲料の見直し (水→スポーツドリンク)

- ④ 公認大会としての競技運営
 - ・収容指導車の台数を増やしてのレース管理を実施
 - ・公認審判員の識別・・・帽子 (緑色)
 - ・30.6km (折返し点) での計測実施
 - ・運営マニュアルの作成

- ⑤ スペシャルドリンクについて
 - ・受付なし

- ⑥ 国内交流・大会間提携
 - ・千葉県館山市 相互に選手を派遣
第43回館山若潮マラソンへ派遣
青木 直 氏 (丹波篠山市二階町) (64歳)
山口 義一 氏 (丹波篠山市東岡屋) (47歳)

 - ・愛媛県愛南町 相互に選手を派遣
第10回愛南町いやしの郷トライアスロン大会
現在、募集中

報告 8 教育長報告

日	月	火	水	木	金	土
					1/20 8:40 キャリア 教育出前講 座（篠山東 雲高校） 13:00 3月 補正教育長 ヒアリング （2-301） 17:00 来客 あり	1/21 9:00 新規採 用予定者面 談（市民セン ター）
1/22 10:00 第62 回新春かる た競技大会 （市民セン ター） 10:00 映画 上映会（市 民センター） 13:00 歴史 文化フォー ラム（市民 センター）	1/23 8:50 学校 園ヒアリン グ（2-303）	1/24 14:00 B&G 全国サミッ ト（東京ビ ッグサイ ト）	1/25 9:00 学校 園ヒアリン グ（2-303） 13:30 市展 実行委員会 （2-101） 16:00 所属 長会議 （2-303）	1/26 9:30 定期監 査報告（応 接室） 13:30 交通 安全対策会 議（市民セ ンター） 15:00 地域 とともにあ る学校づく り研修会 （市民セン ター）	1/27 8:30 例規審 査委員会 （301） 13:30 協議 （応接室） 14:30 来客 あり 15:00 来客 あり	1/28
1/29 14:00 永田 萌氏講演会 （中央図書 館）	1/30 10:30 来客 あり 13:05 【2 月】定例教 育委員会議 案検討会 （2-303） 16:00 協議 17:00 来客 あり	1/31 8:45 政策 会議（301） 9:30 学校 ヒアリング 13:00 中高 連絡会（市 民センタ ー） 16:00 協議	2/1 7:40 あい さつ運動 （城北畑 小） 13:30 学校 訪問（八上 小） 16:00 所属 長会議 （2-303）	2/2 15:00 来客 あり 19:00 丹波 篠山市子ど も・子育て 会議（四季 の森生涯学 習センタ ー）	2/3	2/4 12:00 高校野 球200年構想 丹波篠山市 合同練習会 （篠山産業 高校）

2/5 13:00 丹波 篠山映像祭 (四季の森 生涯学習セ ンター)	2/6 15:00 来客 あり	2/7 8:30 協議 (応接室) 8:45 部長 会議・政策 会議 (301) 9:30 訪問	2/8 10:00 2月 定例校長会 (2-301.302) 13:00 来客 あり 13:30 来客 あり 16:00 所属 長会議 (2-303)	2/9 10:00 3月 補正予算市 長査定(応 接室) 15:00 性 的マイノリ ティ研修会 (市民セン ター) 17:30 来客あり	2/10 16:00 来客 あり	2/11 建国記 念の日 9:15 令和4 年度三宅剣 龍賞・みどり 賞表彰式(市 民センター)
2/12 9:00 新規 採用予定者 面談(市民 センター)	2/13 14:00 近畿 都市教育長 協議会第3 回役員会 (ホテルア ウィーナ大 阪)	2/14	2/15 10:00 来客 あり 11:45 めぐ み米食育授 業(八上小) 14:00 丹波 篠山市小学 校長会2月 定例会(篠 山小) 15:00 例規 審査会 (301) 16:00 来客あり	2/16 13:30 教育 委員協議会 (2-301.302) 14:00 定例 教育委員会 (2-301.302) 17:00 来客あり		

ウェルビーイング (Well-being)

丹波篠山市教育委員会 教育長 丹後政俊

1 ウェルビーイング(Well-being)とは

身体・精神・社会的な健康が持続的に良好な状態「多面的持続的幸福」。瞬間的な幸せを表す「Happiness」とは区別されて使われる。

世界保健機関憲章（1946年）で、「健康とは、単に病気でないとか弱っていないということではなく、肉体的、精神的、そして社会的に、完全に満たされた状態にある」と定義されている。（“Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.”）。

2 幸福に関するさまざまな指標

(1) 「ポジティブ心理学」を提唱した心理学者セリグマンの「PERMA」（パーマ）理論

1. Positive Emotion(ポジティブな感情): 嬉しい、面白い、楽しい、感動など
2. Engagement(エンゲージメント、没頭): 時間を忘れて何かに積極的にかかわる
3. Relationship(ポジティブな人間関係): 援助を受ける、与える
4. Meaning and Purpose(意味や目的): 自分は何のために生きているのか
5. Achievement/ Accomplish(達成): 何かを達成する

(2) ギャラップ社の5つの要素

1. 仕事において幸福であること
(仕事に情熱を持って取り組んでいる状態。 ※ここでいう仕事とは生計を立てる仕事だけでなく、子育てや勉強など1日の大半を費やしている活動のこと)
2. 人間関係において幸福であること (強い信頼と愛情で繋がっている人間関係を築いていること)
3. 経済的に幸福であること (大金持ちの状態ではなく、生活していくために十分なお金が手元にあり、将来に向けた資産を管理運用できていること)
4. 身体的に幸福であること (健康状態が良好で日々の生活に必要な活力が十分にあること)
5. 地域社会での幸福を感じていること (住んでいる地域に根をおろして、つながっている感覚があること)

☆幸福度の調査の際には、自分の人生に対する自己評価を10段階で聞く「評価」だけでなく、五つのポジティブ体験（①よく眠れた ②敬意を持って接された ③笑った ④学び・興味 ⑤歓び）と、五つのネガティブ体験（①体の痛み ②心配 ③悲しい ④ストレス ⑤怒り）をしたかどうかという客観的な「体験」の二つの軸から見る。

人間は直近の体験の影響を受けやすいので、なるべく印象のバイアスを取り除くため、体験と評価の両面から幸福度を測る。

3 今なぜウェルビーイングが注目されるのか

(1) 教育再生実行会議（令和3年）第12次提言「ポストコロナ期における 新たな学びの在り方」
一人一人の多様な幸せとともに、社会全体の幸せである(Well-being)の理念の実現を目指す

(2) 世界経済フォーラム 2021

これまでの経済は環境破壊を引き起こし持続性に乏しく、人々の幸福を中心とした経済に考え直すべき
←「SDGs」（持続可能な開発目標 2015 国連サミット）3番目目標「すべての人に健康と福祉を（Good Health and Well-Being）」

☆SDGsもウェルビーイングも、どちらも個人だけの幸福ではなく、世界全体のことを考えている

(3) OECD「Learning Framework 教育 2030」（2018年発表）

単に自分がよい仕事や高い収入を得るというだけでなく、友人や家族、コミュニティや地球全体のウェルビーイングのことを考えなければならない

(4) コロナ禍での気づき

環境と社会は切り離せない。自然環境や経済回復だけでなく、健康や幸福に焦点を当てた回復「つながり」や家族等を大事にした多様で柔軟な働き方改革

☆物質的な豊かさではなく、精神的な豊かさを追求することが大切という価値観の変化

☆心の豊かさは個人のみで満たされるものではなく、社会全体で幸福を追求することが大切

⇒政治・経済・社会・教育など様々な分野で、「Well-being」が目指すべきゴールとして注目度が高まっている。

令和4年度
第11回教育委員会（定例）
議案第26号 別紙
令和5年2月16日（木）

令和4年度 3月補正予算要求一覧表

令和5年2月10日現在

(単位:千円)

課名	事業名	要求計	財源内訳				備考		
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	科目	主な内容等	
教育総務課	教育委員会費	▲ 318				▲ 318	旅費	▲ 172	教育委員費用弁償確定見込(コロナ影響による、研修等オンライン開催に伴う日当及び旅費減)による減
							交際費	▲ 100	教育委員会交際費確定見込(コロナ影響による各種会合・事業中止)による減
							需用費	▲ 41	印刷製本費確定(ふるさと一番会議資料自前作成)による減等
							負担金補助及び交付金	▲ 5	教育委員研修負担金確定(コロナ影響による参加制限)による減
	事務局費	▲ 407				▲ 407	使用料及び賃借料	▲ 200	複写機使用料確定見込(使用減)による減
							負担金補助及び交付金	▲ 207	市立学校周年事業補助金申請地域確定(2校減)による減等
	奨学金貸付事業	▲ 252			▲ 252		報酬	▲ 12	ふるさと創生奨学金審議会委員報酬出席者確定による減
							貸付金	▲ 240	貸与者の人数確定による貸付金の減
	中高連携事業	▲ 235				▲ 235	旅費	▲ 153	中高連携事業教育アドバイザー旅費確定(メール等の活用)による減
							需用費	▲ 82	市内高校啓発チラシ・ポスター印刷代確定(入札執行)による減等
計	▲ 1,212	0	0	▲ 252	▲ 960		▲ 1,212		
学校教育課	学校教育充実事業	▲ 6,847			▲ 6,847	報酬	▲ 16	教育支援委員会委員報酬出席者確定による減	
						職員手当等	▲ 815	会計年度任用職員期末手当確定による減	
						報償費	▲ 465	・キッズサイエンス教室事業・イングリッシュ・デイ・キャンプ講師謝礼確定(コロナによる事業内容変更)による減 ・清水一雄教育振興賞記念品確定見込による減	
						旅費	▲ 3,704	・ALT指導力向上等研修旅費確定(コロナによる回数減等)による減、部活動指導員等の引率業務にかかる出張旅費確定見込(コロナによる回数減等)による減 ・会計年度任用職員通勤手当確定見込による減	
						需用費	▲ 36	キッズサイエンス教室食糧費確定(コロナによる事業内容変更)による減	
						役務費	▲ 45	ALT帰国にかかる荷物運搬費確定による減	
						使用料及び賃借料	▲ 653	小・特別支援学校音楽会会場使用料・バス借上料の確定(コロナによる中止・短縮)による減	
						負担金補助及び交付金	▲ 1,113	会計年度任用職員検診負担金確定による減、ALT家賃補助金確定見込による減	
	体験教育推進事業	▲ 7,062	▲ 490			▲ 6,572	委託料	▲ 6,812	自然学校推進事業・環境体験事業・特別支援学校体験活動事業委託料確定見込(コロナによる内容変更)による減、心のハリアリー推進事業委託料確定による減
							使用料及び賃借料	▲ 250	わくわくオーケストラ教室バス借上料確定(入札執行)・有料道路通行料・駐車場使用料確定による減
	学習環境支援事業	▲ 1,495	0			▲ 1,495	職員手当等	▲ 277	会計年度任用職員期末手当確定による減
							旅費	▲ 253	会計年度任用職員通勤手当確定見込による減
							委託料	▲ 943	・教職員検診手数料確定による減 ・待機児童預かり業務委託料確定見込(コロナによる回数減)による減
							負担金補助及び交付金	▲ 22	会計年度任用職員検診負担金確定による減
計	▲ 15,404	▲ 490	0	0	▲ 14,914		▲ 15,404		

課名	事業名	要求計	財源内訳				備考		
			国庫支出金	地方債	その他	一般財源	科目	主な内容等	
学事課	学校教育総務	▲ 1,368				▲ 1,368	報償費	▲ 16	結核対策委員会委員報酬出席者確定による減
							需用費	▲ 260	学校備付表簿印刷製本費確定(入札執行等)による減
							役務費	▲ 537	検診手数料確定見込による減
							負担金補助及び交付金	▲ 555	教科用図書丹波採択地区協議会負担金確定による減、自転車保険加入負担金確定見込による減、遠距離通学補助金確定見込による減
	スクールバス管理事業	▲ 7,427			▲ 143	▲ 7,284	委託料	▲ 6,787	バス委託料確定見込(臨時運行用等)による減
							備品購入費	▲ 640	スクールバス購入費確定(入札執行)による減
	学校施設維持管理費	▲ 12,344		▲ 400	▲ 2,103	▲ 9,841	報酬	▲ 315	会計年度任用職員報酬確定見込による減
							旅費	▲ 6	会計年度任用職員費用弁償確定見込による減
							委託料	▲ 12,023	多紀小・西紀中学校外壁等改修工事設計業務委託料確定(入札執行等)による減 ▲ 3,520 篠山中学校大規模改修工事監理業務委託料確定(入札執行等)による減 ▲ 8,503
	小学校教育振興費	▲ 4,735	68			▲ 4,803	扶助費	▲ 4,735	特別支援教育就学奨励費確定見込(人数減)による減、要保護・準要保護援助費確定見込(人数減)による減
中学校教育振興費	▲ 5,381	24			▲ 5,405	負担金補助及び交付金	▲ 3,124	生徒対外競技参加補助金確定見込(対象大会出場減)による減	
						扶助費	▲ 2,257	特別支援教育就学奨励費確定見込(人数減)による減、要保護・準要保護援助費確定見込(人数減)による減	
特別支援学校管理費	▲ 982				▲ 982	報酬	▲ 841	会計年度任用職員報酬確定見込による減	
						旅費	▲ 141	会計年度任用職員費用弁償確定見込による減	
学校給食総務費	▲ 112				▲ 112	役務費	▲ 112	口座振替手数料確定見込(給食費一部無償化にかかる件数減)による減	
計	▲ 32,349	92	▲ 400	▲ 2,246	▲ 29,795		▲ 32,349		
教育研究所	教育研究所事業費	▲ 496			1,083	▲ 1,579	職員手当等	▲ 331	会計年度任用職員期末手当確定による減
							報償費	▲ 719	・学力向上研修会・学校経営研修会・初任者研修会・生徒指導研修会・養護教諭等研修会等、各種研修講師謝礼確定による減 ・学校運営協議会委員謝金・発達障害児等早期支援に伴う巡回相談事業等謝礼確定見込の減
							旅費	▲ 89	会計年度任用職員通勤手当確定による減
							需用費	1,084	技術授業用プログラミング教育用教材購入(寄附申出)
							委託料	▲ 427	学力調査委託料確定(単価・人数減)による減、システム導入業務委託料確定(学習プリント配信システム入札執行減等)による減
							負担金補助及び交付金	▲ 14	会計年度任用職員検診負担金確定による減
	計	▲ 496	0	0	1,083	▲ 1,579	▲ 496		
東部学校給食C	東部学校給食センター管理費	▲ 536			▲ 47	▲ 489	職員手当等	▲ 437	会計年度任用職員期末手当確定による減
							負担金補助及び交付金	▲ 99	会計年度任用職員検診負担金確定による減
	東部学校給食調理費	▲ 3,110			▲ 2,974	▲ 136	需用費	▲ 2,951	賄材料費確定見込(給食数減等)による減
							委託料	▲ 159	パン加工委託料確定見込による減
計	▲ 3,646	0	0	▲ 3,021	▲ 625	▲ 3,646			
西部学校給食C	西部学校給食センター管理費	▲ 144				▲ 144	職員手当等	▲ 98	会計年度任用職員期末手当確定による減
							負担金補助及び交付金	▲ 46	会計年度任用職員検診負担金確定による減
	西部学校給食調理費	▲ 3,746			▲ 2,564	▲ 1,182	需用費	▲ 3,581	賄材料費確定見込(給食数減等)による減
							委託料	▲ 165	パン加工委託料確定見込による減
計	▲ 3,890	0	0	▲ 2,564	▲ 1,326	▲ 3,890			

課名	事業名	要求計	財源内訳				備考			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	科目	主な内容等		
子育て企画課	チルドレンミュージアム管理費	384				384	負担金補助及び交付金	384	指定管理者光熱費高騰対策支援金	
	子育てふれあいセンター費	▲ 167				▲ 167	職員手当等	▲ 142	会計年度任用職員期末手当確定による減	
							負担金補助及び交付金	▲ 25	会計年度任用職員検診負担金確定による減	
	森のようちえん事業	▲ 10				▲ 10	使用料及び賃借料	▲ 10	会場使用料確定(臨時用の屋内使用料不要)による減	
	子育て一般事務費	▲ 2,798				▲ 2,798	役務費	▲ 83	子育ていちばん！クーポン券送付確定による郵便料減	
							委託料	▲ 2,715	子育ていちばん！クーポン券配布事業委託料確定見込(対象人数減)による減	
	放課後児童対策事業	▲ 627	2,563			▲ 3,190	職員手当等	▲ 376	会計年度任用職員期末手当確定による減	
							報償費	▲ 15	職員研修会講師謝礼確定による減	
							旅費	▲ 58	費用弁償確定(職員研修オンライン開催)による減	
							負担金補助及び交付金	▲ 178	・研修負担金確定による減 ・会計年度任用職員検診負担金確定による減	
計	▲ 3,218	2,563	0	0	▲ 5,781		▲ 3,218			
保育教育課	児童福祉一般事務費	▲ 1,473	▲ 884			▲ 589	負担金補助及び交付金	1,532	・ひょうご保育料軽減事業補助金確定見込(対象人数増)による増 1,913 ・副食費補助金確定見込(対象人数減)による減 ▲381	
							扶助費	▲ 3,005	国立幼稚園・認可外保育施設・預かり保育利用見込精査による施設等利用給付費確定見込(対象人数減等)による減	
	公立保育所費	▲ 5,398				▲ 5,398	職員手当等	▲ 1,331	会計年度任用職員期末手当確定による減	
							負担金補助及び交付金	▲ 4,067	会計年度任用職員、退職手当組合負担金確定見込・検診負担金確定による減	
	幼児教育推進事業	▲ 115				▲ 115	委託料	▲ 47	田園交響ホールオペレーター委託料・出演料確定(幼児のうたまつり開催方法変更)による減	
							負担金補助及び交付金	▲ 68	会計年度任用職員検診負担金確定による減	
	幼稚園預かり保育事業	▲ 459	▲ 62			▲ 397	職員手当等	▲ 329	会計年度任用職員期末手当確定による減	
							報償費	▲ 15	職員研修会講師謝礼確定による減	
							負担金補助及び交付金	▲ 115	会計年度任用職員検診負担金確定による減	
	にしき保育園費	▲ 278				▲ 125	▲ 153	工事請負費	▲ 278	給排水設備完了工事確定(入札執行等)による減
	味間認定こども園費	▲ 4,071				▲ 604	▲ 3,467	職員手当等	▲ 1,120	会計年度任用職員期末手当確定による減
								負担金補助及び交付金	▲ 2,951	会計年度任用職員、退職手当組合負担金確定見込・検診負担金確定による減
	たき認定こども園費	▲ 901				▲ 487	▲ 414	職員手当等	▲ 145	会計年度任用職員期末手当確定による減
								旅費	▲ 5	旅費確定(職員研修オンライン開催)による減
								役務費	▲ 20	郵便料確定見込(文書発送数減)による減
								使用料及び賃借料	▲ 3	駐車場使用料確定(職員研修オンライン開催)による減
								負担金補助及び交付金	▲ 728	会計年度任用職員、退職手当組合負担金確定見込・検診負担金確定による減
計	▲ 12,695	▲ 946	0	▲ 1,216	▲ 10,533		▲ 12,695			

課名	事業名	要求計	財源内訳				備考		
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	科目	主な内容等	
社会教育課	青少年育成一般費	▲ 279				▲ 279	報償費	▲ 279	子ども教室指導者謝礼確定見込(コロナ影響による日数減・ボランティア数減)による減
	保健体育総務費	▲ 1,444				▲ 1,444	報酬	▲ 344	スポーツ推進委員報酬確定(コロナ影響による主催事業実施不可)による減
							報償費	▲ 7	協力者謝礼確定(コロナ影響による主催事業実施不可)による減
							旅費	▲ 95	スポーツ推進委員費用弁償確定(コロナ影響により各種研修大会参加数減)による減
							委託料	▲ 906	スポーツ教室委託料確定(コロナ影響により事業実施不可)による減、体育館開放管理委託料確定見込(コロナ影響により体育館利用減)による減
							使用料及び賃借料	▲ 70	会場使用料確定見込(コロナ影響によりスポーツ推進委員主催事業等実施不可)による減
							負担金補助及び交付金	▲ 22	丹波地区スポーツ推進委員会負担金確定(負担金不要)による減
	丹波篠山総合スポーツセンター管理費	1,310				1,310	使用料及び賃借料	▲ 164	LED照明リース料確定見込(入札執行による減)による減
							負担金補助及び交付金	1,474	指定管理者光熱費高騰対策支援金
	西紀運動公園管理費	2,922				2,922	需用費	▲ 26	維持補修費確定による減
委託料							▲ 70	施設運営管理委託料確定に寄る減	
負担金補助及び交付金							3,018	指定管理者光熱費高騰対策支援金	
計	2,509	0	0	0	2,509		2,509		
文化財課	脊椎動物化石保護・活用事業	▲ 642			▲ 81	▲ 561	需用費	▲ 75	公用車燃料代・草刈用燃料確定見込(見込より使用の減)による減
							委託料	▲ 78	宮田地区重点保護区域・太古の生きもの館草刈業務委託料確定見込(単価減)による減
							使用料及び賃借料	▲ 284	小学校校外学習プログラムバス借上料確定見込(希望校減)による減
							負担金補助及び交付金	▲ 205	会計年度任用職員退職手当組合負担金確定見込による減
	文化財保護管理費	▲ 36				▲ 36	報酬	▲ 36	文化財保護審議会委員報酬確定(会議回数減)による減
計	▲ 678	0	0	▲ 81	▲ 597		▲ 678		
中央図書館	図書館管理運営費	▲ 1,198				▲ 1,198	報酬	▲ 903	会計年度任用職員報酬確定見込による減
							職員手当等	▲ 46	会計年度任用職員期末手当確定による減
							共済費	▲ 163	会計年度任用職員職員共済組合負担金及び社会保険料確定見込による減
							旅費	▲ 46	会計年度任用職員費用弁償確定見込による減
							負担金補助及び交付金	▲ 40	会計年度任用職員検診負担金確定による減
計	▲ 1,198	0	0	0	▲ 1,198		▲ 1,198		
田園交響ホール	交響ホール市主催事業費	▲ 3,167			▲ 6,330	3,163	委託料	▲ 2,850	市主催事業出演料確定見込(事業内容の一部変更)による減
							使用料及び賃借料	▲ 317	市主催事業著作権使用料確定見込(事業内容の一部変更)による減
	計	▲ 3,167	0	0	▲ 6,330	3,163		▲ 3,167	
要求計		▲ 75,444	1,219	▲ 400	▲ 14,627	▲ 61,636		▲ 75,444	